

「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」に関する意見募集に寄せられた御意見

第7章 検討結果

第5節 私的録音録画補償金制度のあり方について

3 補償金の支払義務者

意見	個人／団体名
<p>補償金支払い義務者の見直しについては、現行制度では協力義務者であるメーカーを、諸外国のように支払い義務者とすべきであるという意見に、全面的に賛同する。</p>	<p>映像対策会議 協同組合 日本俳優連合 有限責任 中間法人日本芸能マネー ジメント事業者協会 社団 法人日本劇団協議会</p>
<p>メーカー等を支払い義務者とするべきである。 補償金制度を導入している国のうち、わが国を除く全ての国がメーカー、輸入事業者を支払い義務者と定めている。私的領域において行われる複製の受益者は一義的には複製を行うユーザーであるが、いっぽうメーカー等も、複製手段を提供することにより利益を上げていることから、複製を行わなかったユーザーへの返還制度が機能しにくいといった現行制度の問題点を解決するためにも、メーカーを支払い義務者とするべきである。 私的複製に関連して、補償金制度と表裏の関係にあるといえる「コピーワンスの緩和」を検討した総務省の「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」においては、コピーワンスを緩和することの前提として、コンテンツへのリスペクトと、コンテンツの流通の成果をクリエイターに適正に還元することを理念として掲げて議論を重ねた結果、緩和を実現した経緯を持つ。私的領域におけるコンテンツ流通の最大の受益者であるメーカー等が、その成果のクリエイターへの還元について、進んで分担しようとする姿勢を持たない限り、私的領域における複製に関する問題は本質的に解決しないものとする。</p>	<p>社団法人日本芸能実演家 団体協議会・実演家著作 隣接権センター(CPRA)</p>
<p>メーカー等は、私的な領域で権利者の権利が制限されていることに由来して、大きな利益を上げています。よって、メーカー等を支払い義務者とするべきです。</p>	<p>演奏家権利処理合同機構 Music People's Nest</p>
<p>メーカー等は、私的な領域で権利者の権利が制限されていることに由来して、大きな利益を上げています。よって、メーカー等を支払い義務者とするべきです。</p>	<p>演奏家団体 パブリックイ ンサード会</p>
<p>本制度では、ユーザー、権利者、及び複製機器メーカーの三者が密接に関わり運用されています。前述のようにユーザー及び権利者は既に双方の利益均衡を保っており、この意味では諸外国のように複製機器メーカーが応分の負担と共に補償金徴収の任を担うべきと考えます。</p>	<p>日本音楽家ユニオン</p>
<p>本制度では、ユーザー、権利者、及び複製機器メーカーの三者が密接に関わり運用されています。ユーザー及び権利者は既に双方の利益均衡を保っており、この意味では複製機器メーカーが応分の負担と共に補償金徴収の任を担うべきと考えます。</p>	<p>日本音楽家ユニオン 関 東地方本部</p>
<p>支払義務者は製造業者等とすべきである。 再三述べているとおり、消費者が録音録画できる機器を次々に発売し多大な利益を得ている製造業者等が、三者の中で最も大きな利益を得ていることから、利益バランスの確保のために支払い義務を負うべきである。 なお、我が国の製造業者等は、彼らの製品の輸出先国である我が国以外の文化先進諸国においては補償金を支払っているのであり、なぜ我が国の文化の保護には反対するのか理解できない。こうした製造業者等の対応は、我が国の文化を軽視するものといわざるを得ず、製造業者等は、わが国においても文化先進諸国と同様積極的に役割を果たすべきであるとする。</p>	<p>社団法人日本音楽著作権 協会</p>
<p>補償金制度を導入している国のうち、わが国を除く全ての国がメーカー、輸入事業者を支払義務者と定めている。私的領域において行われる複製の受益者は一義的には複製を行うユーザーであるが、メーカー等も、複製手段を提供することにより利益を上げていることから、複製を行わなかったユーザーへの返還制度が機能しないといった現行制度の問題点を解決するためにも、メーカーを支払義務者とするべきである。 私的複製に関連して、補償金制度と表裏の関係にあるといえる「コピーワンスの緩和」を検討した総務省の「デジタルコンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」においては、コピーワンスを緩和することの前提として、コンテンツへのリスペクトと、コンテンツの流通の成果をクリエイターに適正に還元することを理念として掲げて議論を重ねた結果、緩和を実現した経緯を持つ。私的領域におけるコンテンツ流通の受益者であるメーカー等が、その成果のクリエイターへの還元について、進んで分担しようとする姿勢を持たない限り、私的領域における複製に関する問題は本質的に解決しないものとする。</p>	<p>社団法人音楽制作者連盟</p>
<p>製造業者等を支払義務者とするべきであると考えます。 私的複製を可能とする機器・記録媒体を製造販売することによって、製造業者等は大きな利益を上げています。しかも、私的複製を容易に大量に高音質高画質でできることをセールス・ポイントとして強調しています。これを可能としているのは、権利者の権利を制限することによってです。製造業者等は権利制限の代償として権利者に補償金を支払う義務があります。 なお、製造業者等を支払義務者とすることは、利用者に支払義務がないということの意味するものではありません。</p>	<p>社団法人音楽出版社協会</p>
<p>現在のように保証金の支払い義務者をユーザーとする形では、録音や録画をしていない人に対する保証金の返還制度が機能しにくく、パソコンやカーナビゲーションなど私的録音録画専用ではない機器や媒体を補償金の支払い対象とした場合、私的複製をまったく行わないユーザーに負担を強いることにより負担に不公平が生じるので、諸外国と同様に、補償金の支払い義務者を機器等の製造業者や輸入業者(メーカー)に改める必要がある。</p>	<p>日本音楽作家団体協議会</p>

<p>The copying for private use results in a wide exploitation of protected works and translates into substantial losses for those who earn their living by creating such protected works. Since it is the importers, manufacturers and distributors that directly profits from the possibility for individuals to make copies it is also reasonable that importers or manufacturers should pay a private copying levy on their import or manufacture of products especially suitable for private copying. It is also important to bear in mind that without any content to copy the volumes of manufactured and sold equipment and media would be far less.</p>	COPYSWEDE
<p>(3) 補償金の支払義務者は、現行制度においても製造業者等の協力義務は事実上の支払義務を負っているのと同様であり、返還制度の実効性等を勘案した場合、機器・記録媒体の製造事業者等とすべきである。</p>	社団法人日本レコード協会
<p>製造業者を支払義務者とすべき根拠は存在しない。 現在は機器や媒体の購入者が支払義務者であるところ、それを製造業者にかえることが検討されている。中間整理では、製造業者の負担する協力義務は支払義務と「同じ」であると記載されている(p.136-137)。それゆえに支払義務を製造業者に負担させてもいいのではないか、という論理である。しかし、支払義務と協力義務に類似する別の例として、契約上他人が負担する金銭債務を預かって債権者に引渡義務がある場合と対比してみると、その引渡義務を負担する者の債務が、債務者のそれと「同じ」であるなどとは法律的には考えがたい。金銭債務が100万円の場合、それを受け取った者は当然にその100万円を債権者に引き渡す義務があるために、引き渡すべき金額が一致することは言うまでもないが、そのことから、金銭債務と引渡債務が法的評価として同じとはいえない。したがって、両者の義務は異なる性格のものである以上、製造業者に支払義務を負担させることの正当化根拠は存在しない。また、仮に消費者が補償金の支払を拒否したような場合には、そもそも製造業者は預かり金を保有しない以上、協力義務の不履行自体が生じないともいえる点からも、両者の義務を同一視する見解は不当である。</p> <p>これに対し、機器や記録媒体の販売によって利益をあげていることが、製造業者に支払義務を負担させる正当化の根拠と主張する意見があるが、製造業者が協力義務を負担するに至ったのは、機器や記録媒体の販売によって利益をあげているからではなく、他に適当な請求・徴収する手段がなかったからにすぎない(著作権審議会第10小委員会報告書1)。仮に支払義務を負わせる根拠を「利益」に求めるのであれば、現行法の拠って立つ「著作物等の利用の責任は、その受益者たる利用者が負うのが原則的な考え方」2を根本から変更することになるのであり、これを「形式的・理念的なものにすぎない」(p.137)と片付け、あたかも理念を持つ必要もないとの姿勢をとることは大きな疑問である。</p> <p>また、欧州の複数の国では製造業者等が支払義務を負担していることから、我が国においても同様な制度を採用しようかのような記載があるが、欧州の消費者が補償金について十分認識していないままに制度を導入され、認識が高まるに連れ、それを問題視する声も拡大している現在、それらが根拠となるものではない3。</p> <p>支払義務者を製造業者等とすることは、返還制度の問題点の本質部分をさらに拡大する。 仮に製造業者に支払義務を認めると、機器や媒体のすべての購入者はその価格を負担することになる。そうなると、私的使用目的なお、中間整理では、返還請求権を奪うことにより不公平を助長するという指摘に対して、「製造業者等が支払義務者である場合に</p> <p>注1) 第4章「3 報酬取得の実現」。「ユーザーと権利者との間には直接的な接点はないため、ユーザーから個別に徴収することは、徴収のための組織や仕組みについての社会的コストやその実効性などの点から困難・・・ユーザーと権利者間に立って、両者の利益調整を図り、権利者の報酬取得の実現に協力する者の存在が制度の実現には不可欠となる。この協力する者については、ユーザーによる録音・録画機器又は機材の購入と関係付けて報酬を徴収するという考え方に立って、録音・録画機器又は機材の提供者であるメーカー等が、録音・録画機器又は機材の販売に際して、その価格に報酬相当額を上乗せして徴収し、権利者へ還元するという方法で協力することが可能・・・」</p> <p>注2) 第10小委員会報告書 第4章「2 報酬の支払」。また、第10小委員会報告を受けて現行法制定を行った当時の文化庁文化政策課課長補佐 関裕行氏は、支払義務を利用者(ユーザー)に負わせたことについて、「これは著作権法の原則に従って考えていこうということございまして、いわば著作物の利用の責任というのは、利用者が負うことが原則であろう。そういうものであれば補償金の支払いというも、私的録音・録画によって一種利益を得ている利用者、その方に支払ってもらうのが原則であろう。このように考えまして、ユーザーが補償金を支払いなさいという規定を作ったわけです。」と述べている。ジュリスト1993年6月1日号 p.45 「座談会 私的録音・録画と報酬請求権」</p> <p>注3) 欧州委員会が2006年度に補償金制度の改善に向けて関係当事者に実施したコンサルテーションに対する消費者団体の意見書”Copyright levies in a converging world/ Response to the Questionnaire of the European Commission”, The European Consumers’ Organisation. “...The levies are not based on the harm..... Levy systems should reflect the actual harm caused by private copying.....”</p>	社団法人電子情報技術産業協会
<p>補償金の支払義務者を製造業者等とすることは、複製を行う者がその責任を負うとする著作権法の大前提を合理的な理由なく覆すことであり、強く反対いたします。 必要があって設置された補償金の返還請求制度については、利用しやすくする等の検討でその問題点の解決を図るべきであり、返還請求制度そのものを廃止するという考え方には反対です。また、その問題点の解決のために支払義務者を製造業者等に変更することは本末転倒であり全く理解できません。補償金の支払義務者を製造業者等としても利用者であるエンドユーザーが事実上の支払いを行うという実態に変化がない以上、支払義務者を変更する理由はないと考えます。</p>	社団法人日本記録メディア工業会
<p>製造業者を支払い義務者とすべき。 そもそも録音・録画の機器が何の為のものを考えると、いまや音楽や映像がなければ消費に向かないし、それが製造業者のセールスのポイントにしているのだから、対価を払うのは当然であり、また諸外国における支払い義務者はすべて製造業者と聞いているところからも、日本だけが製造業者でないのは疑問。</p>	(株)ミュージック・コピーライต์・センター

<p>補償金制度は、実情に則した形にし、存続させるべきという意見です。  これほどipodなどの機器類が進歩したにもかかわらず、逆に制度自体は、退行しつつあるのは、機器メーカーの考え方が大きいと思います。  海外の権利者には支払っても、日本国内の権利者には支払えない理由とは、一体何なのでしょう？  このままでは、日本の音楽産業は衰退していくでしょう。  消費者とメーカーとで負担を按分するのが妥当ではないでしょうか。</p>	<p>(有)ミュージックプロス  パーアンリミテッド</p>
<p>製造業者等を支払義務者とするべきであると考えます。  私的複製を可能とする機器・記録媒体を製造販売することによって、製造業者等は大きな利益を上げています。製造業者等は権利制限の代償として権利者に補償金を支払う義務があります。なお、製造業者等を支払義務者とするのは、利用者に支払義務がないということの意味するものではありません。</p>	<p>株式会社セブンシーズ  ミュージック</p>
<p>製造業者を支払義務者とすべき。製造業者は、自分たちの機械がいかいかに便利に録音や録画ができるかということ売り文句にして消費者の購買意欲をあおり、実際に販売していますが、そもそも録音・録画される音楽や映像がなければ、消費者は機械を買わないわけで、そういった音楽や映像などに対して何の対価も払わずに儲けに走るのをおかしいと考えます。また、補償金制度を導入している諸外国の支払義務者はすべて製造業者と聞いています。売っているものはどの国も同じ機械で、また、同じ理由で導入されているはずの制度なのに、日本だけ支払義務者が製造業者でないこともおかしいと思います。</p>	<p>株式会社ソニー・ミュージックアーティスツ</p>
<p>製造業者等を支払義務者とするべきだと思います。  私的録音録画の出来る機器を製造することにより大きな利益を上げているのが現状だと思います。  そうした現状から判断して、製造業者等を支払義務者とするべきだと思います。だからと言って利用者に支払義務がないということの意味するものではありません。</p>	<p>グロービュール音楽出版  (株)</p>
<p>これについては、私的録画以外の目的で対象機器を購入した者から取った補償金は、協会の不当利得になるわけだから、「申請費用・返金費用・検証費用・検証責任」を全て協会がおう形にすべき  本来払う必要のない代金を払わされておいて、返金する為には、返金額を大きく上回る費用・労力を必要とするようでは悪徳業者と何らかわりのない。  これについての改善に努めるべきである。  以上、が当会による意見である。</p>	<p>自費出版創作振興協議会  (二次製作普及チーム)</p>
<p>複製を行う者の正確な捕捉の困難性と書いてあるが、実際のところ買う当初は複製などの利用は全く考えていない者がその利用をすることもあり、その逆もまたあるのであって、返金額も小額とのことなので返金制度は別になくても良いと思う。</p>	<p>個人</p>
<p>あらゆるコピーが好きだけ「楽をして」されてしまっは上項と同じく、権利者の利益、生活を脅かしかねないと思います。ハード機器等については個人で楽しむためのものでありますが、現状、それをコピーできてしまう機能がある以上、補償金は当然のことながら消費者が負担すべきものだと考えます。</p>	<p>個人</p>
<p>これまで補償金の支払義務者を消費者としてきたことについては疑問を感じる。製造物責任を考慮すれば媒体や機器等のメーカーが負担するのが当然ではないか。</p>	<p>個人</p>
<p>CDではない記録媒体(例えばMD)へ録音するために、録音機器を購入して著作権使用料を負担し、MDを購入して著作権使用料を負担するというように、一般ユーザーばかりに負担させるのではなく、支払義務を録音録画機器およびその記録媒体を製造・販売しているメーカーに支払義務を負わせるべきだと思う。</p>	<p>個人</p>
<p>デジタルコンテンツの権利侵害に伴う補償制度に関しては、中間整理が指向している「補償金制度」は、極めて有害なものになりかねません。  ○補償金の徴収元は正価でコンテンツまたは記録媒体を購入した消費者である。  (支払い義務者をメーカーに設定すると言う事は、即ちそのメーカーの製品が補償金を上乗せされた価格で販売されるという事である)という事は、違法な手段でデジタルコンテンツを利用している者と、正式な方法でコンテンツを入手している者との支払額の格差が拡大する、という事でしか無く、しかも違法な手段による利用者にとってはこれまでと何等変わらぬリスクのまま、今後も違法な入手を継続できる、という事になります。  この格差とリスクの問題は、デジタルコンテンツに対する適正価格から乖離した購入価格を購入者に強い、しかも価格上昇に見合うメリットを何一つ享受できない事態を生み出し、市場の成長と共に顕在化して来る筈の「潜在的購入層」を、そのまま「潜在的違法利用者層」にしてしまう危険が、非常に大きい物と考えます。  補償の必要性を問う以前に、「究極的に誰が補償すべきか」の議論を望みます。  それが適正な価格を支払い、適正な方法で購入を続けている購入者や、そうした購入者との正直な取引を続けているメーカーであると結論づけられたなら、例えば私は進んで「正直な購入者であること」を辞めるでしょう。</p>	
<p>デジタル化と大容量化によって誰でもどこへでもコピーすることが可能になりました。  一方、利用者側で「私的利用」の範囲であるから自由にコピーできるか否かを個々に判断することは不可能です。  メーカーは、利用者の求めに応じ、広範囲、高機能でのコピー可能な機器を提供するのであるならば、利用者が違法なコピー行為を犯すリスクを含め販売することは当然回避するべきであります。  利用者にその責任を押しつけることは、利用者にとっての利便性にも欠けることであり、本来機器が有している最大限の機能を有効にかつ適正に利用促進させるためにもメーカーが補償金を負担すべきだと思います。</p>	<p>個人</p>

<p>メーカーは、消費者に家庭内で私的録音録画させることを目的に、機器を生産・販売しているため、その録音録画に要する機能が高性能になり、家庭内での録音録画件数が飛躍的に伸びている今日、メーカーの責任においてメーカーが補償金を支払うことは、至極当然であると思われる。</p>	個人
<p>もし私的録音録画補償金が必要であるならば、支払い義務者は、利用者であるべき。      なぜなら、そうしない場合、私的録音録画しないひとからも補償金を徴収していることになり、不公平が生じる。      また、支払い義務者を利用者にしたうえで、返還制度が実効性のあるものに見直しすべきである。      本来、受け取ってはいけない補償金を返還するわけであるから、支払ったものが不利益をこうむるのはおかしい。      返還にかかる費用(請求にかかる切手代も含む)をすべて、補償金管理協会の負担すべき。</p>	個人
<p>ユーザーからダウンロードの度毎に集金するのは難しいし、逃げ道が沢山ありそうなので、予めハードメーカーがハードにその分を積んで販売すれば、ユーザーの不公平感も薄れると思います。</p>	個人
<p>ヨーロッパ諸国と同様にメーカーが補償金を負担する形で私的録音録画補償金制度は存続させるべきです。</p>	個人
<p>わかりやすい補償金制度にして維持するべきです。      誰もが簡単にコピーできる機器が氾濫する現代において、著作権について素人の消費者が権利者の言う「私的複製の範囲」を識別するのは不可能。コピー可能な機器・媒体を販売しているメーカーが補償金を払うべきです。</p>	個人
<p>音楽プレイヤーを製造販売する製造業者を支払い義務者とすべきです。      現状は各メーカーにより作られた機器によって消費者は録音・録画をしているわけで、著作権者が制作した音楽や映像に対して何の対価も払われないというのはおかしいと思います。      補償金制度を導入している諸外国の支払義務者はすべて製造業者との話しを聞きますし、著作権者の権利を制限することによって利益を得ている製造業者が支払うべきだと思います。</p>	個人
<p>極めて私的な話を述べさせていただきますと、      当方の視聴環境は「購入したCD→自作PCにて変換→携帯電話にて視聴」、「購入したDVD→家庭用テレビゲーム機にて視聴」という手段が主です。      凡そ補償金負担対象外であろう機材を使用しての視聴に、いささか心苦しさを覚えてはおります。</p> <p>私的録音録画補償金はメーカーが負担すべきなのは当然でしょう。      iPodなどのポータブルメディアプレイヤーは、ポッドキャストなどの無料配信という例外はあるものの、チューナーを内蔵していない機器が大半である以上、他の媒体を介してのコピー(コンバート)を前提として作られています。      記憶領域の大容量化などから、製品開発の方向性が「大量のコンテンツをコピーすること」であることは明白、まさに「私的録音録画の為の機器」なのですから。      まさかこの期に及んで「使用法は消費者の自己責任・自己判断に委ねる」という詭弁を弄するほど恥知らずではないでしょう。</p> <p>そもそもメーカーは、商品売り切りの体質が激し過ぎはしませんか？売れさえすれば、利益を上げさえすれば、それで良いのでしょうか？      昨今、街を歩いていて、ヘッドホンしながら歩いている人(自転車に乗っている人)を見ない日はありません。      以前からウォークマンなどの携帯オーディオプレイヤーはありましたが、明らかにiPodの爆発的な普及によるものです。      安全運転義務違反を助長し、私的録音録画補償金制度に反対し、いったいメーカーは何に対して責任を負っていると言えるのでしょうか？      (特にアップル社の言い分は、補償金制度に反対するわ、DRMの廃止を提唱するわで、盗人猛々しいにも程があります)。</p> <p>また、Winnyに代表される「ファイル共有ソフト」の問題もあります。      「コンテンツ供給当日には同等品質のファイルが共有されている」のが現実です。      ファイル共有ソフトが野放しにされている以上、コンテンツ自体の売り上げは頭打ちになり、それを再生できる機器だけが売れてしまいます。</p>	個人
<p>現在の補償金制度の仕組みは、実質的に、デジタル方式の私的録音録画によって権利者の被る間接的損失を、同じくデジタル方式の私的録音録画によって録音録画機器製造者の得る間接的利益によって補填する便宜的制度と理解しております。私的録音録画自体は、法30条によって認められた利用であり、そのうちデジタル方式による私的録音録画が行われる実態があれば補償金が支払われ、利用者のデジタル方式による私的録音録画の量が増えれば補償金の額が増え、デジタル方式による私的録音録画の量が減れば補償金の額も減るというように、実際に行われているデジタル方式による私的録音録画の量と、おおむね連動しているという点で、方法としては、他の方法よりも優れていると考えます。      ただ、今は支払い義務者を利用者としていることにより、法30条によって認められた私的利用としてのデジタル方式の録音録画が、あたかも権利者の許諾によって行われているような錯覚と混同を生じさせており、一部の「権利者」が、「補償金」ではなく「使用料」を請求するためか、デジタル方式の私的録音録画ばかりか、私的使用全体を直接監視したり、コントロールしようとする傾向を生じさせており、利用者が著作物を享受する環境を損なっているため、支払い義務者については、機器製造者に変更する必要があると考えております。      もともと補償金制度は、利用者の個々の利用行為に対応させて考えることには無理がある仕組みと考えておりますので、この点でも、支払い義務者については、機器製造者に変更するのが適当ではないかと考えております。</p> <p>以上のとおりこの項についての意見を述べましたので、よろしく申し上げます。</p>	個人
<p>今日ではデジタル化と大容量化によってコピーしやすくなっている。便利さだけでなく、節度も求められてしかるべきである。メーカーはこれだけコンテンツをコピーさせて収益を上げているのだから、ヨーロッパ諸国のように、当然補償金を払うべきである。それがいやなら、コピーさせない製品を増やすべきである。消費者は余計な機能の付いた高い商品を買わされるのは迷惑である。</p>	個人

<p>私の最近の音楽の楽しみ方は、友人からコピーしてもらったCDを買ったり、貸レコード店で借りたCDを自分のパソコンでコピーしております。ここ数年はCDを買っていません。</p> <p>有識者の方々が夫々の立場で難しい議論をしておりますが、明快な結論が出ていないようです。利害関係が対立しているのだから当然と言えば当然だと思います。</p> <p>コピーしたCDを買ったり(昔はカセットテープは高額だったので、空のテープを渡していたものですが最近のCDメディアは安いのでどなたもただでくれます)自分でコピーした時(コピーするソフトはパソコンを買った時に付属で付いてきた物です)正直得した気がします。(この議論を知るまで、私的録音録画補償金が賦課されているなど全く気が付きませんでした。)</p> <p>ということは、どこかで損をした人がいることになるのかなど漠然と思いつつ、音楽を楽しんでおります。</p> <p>メーカーさんは機械やメディアやコピーするソフトを売っているのだから損はしていないばかりか利益を上げている。</p> <p>消費者は補償金を負担しているものの、補償金制度を導入している欧州諸国と比較しても僅少であり、そもそもこの制度の認知度の低さから消費者は痛みと感しないことがわかる。ということは消費者も損はしていない事となる。</p> <p>ということは、多分権利者が損をしていることになります。</p> <p>私は学生時代に学友のノートをコピーした時に感じた罪悪感から「コピー」という行為に「いまだに後ろめたさが付きまといまふ。僅かな補償金でこの罪悪感を払拭できることが出来るのなら(コピー以外でタイムシフトやプレイシフトなど利便性を享受できるのであれば)私は喜んで払いますし異論を唱える方はほほいさないのではないのでしょうか。</p> <p>以上から補償金の支払い義務者はメーカーとすべきです。</p> <p>蛇足ですが、補償金を誰がいくら支払うという議論よりも心配なことがあります。子供たちの道徳観の欠如が助長されてしまうのではないかと言うことです。</p> <p>上記の「得をした気持ち」と「罪悪感」から自分の子供がコピーをした時になんと言えれば良いか解りません。</p> <p>彼らが大人になった時に違法といえないまでも「誰にも直接的な迷惑をかけずに得た感じ」(援助交際は誰にも迷惑をかけていないから問題ないじゃんといった理屈)が大人になってもまかり通ることに若い人たちの道徳観の欠如を助長させてしまうのではないかのほうが補償金額の負担額の多寡より心配です。</p>	個人
<p>私は列車の走行音をDATで録音しているのだが、現行制度では、対象機器・媒体を私的録音録画に用いない者にも負担を強いることになっている。返還制度はあつてないようなものである(立証に手間がかかるし、そもそも郵便代を考えると割に合わない)。消費者に1円も損をさせずに返還出来る制度など考えにくい。</p> <p>少なくとも、私的録音録画に用いない消費者にまで負担を強いる制度は即刻見直すべきである。メーカーに負担をさせるとしても、それが商品価格に影響するのであれば、結果的に消費者に跳ね返ってくるわけで、容認することは出来ない。</p>	個人
<p>私的録音を法律で認めた上で、消費者に補償金の負担を求めるのは、金額の多寡の問題はあると思いますが、論理的には矛盾していると思う。</p>	個人
<p>私的録音録画をしない者も負担するのは問題、しかし権利侵害も問題。</p> <p>故に考えるべきは、「機器・媒体の対象をどうするか」ではなく、「誰が」「どう負担するか」だと思われる。</p> <p>消費者負担では、「私的録音録画する者」と「しない者」の不公平感は無くせないが、機器・媒体の製造メーカー負担ならば、問題無い。</p> <p>メーカーは、「私的録音録画する者」「しない者」の別なく、全ての消費者へ販売している訳だから、推定される「私的録音録画をする者」の数を基に、販売利益の一定割合を補償金の算出対象とすればよい。</p> <p>そもそも、先発の海外においても、制度発足時に当然検討されたであろう「消費者負担」が選択されなかった、という事実からみても、日本独自の消費者負担が如何に不合理であるかが窺える。</p> <p>これは、メーカー重視、消費者軽視という行政の姿勢からくるものではないか、最近のデジタル機器・媒体に対して追加指定がされない状況からは、権利者軽視の姿勢まで見受けられる。</p> <p>しかし、消費者軽視は消費偏向と景気衰退につながり、権利者軽視はコンテンツの劣化を生む。</p> <p>リメイクという名の焼き直し、マルチメディア化という名の焼き増し、既に危機的状況であろう。</p> <p>長期的視野に立ち、やはりメーカー負担とすべきだ。</p>	個人
<p>私的録音録画補償金制度をより良い制度に改善し今後も存続させるべきである。</p> <p>現在、補償金の支払い義務者が録音・録画行為者(ユーザー)であるため、この制度についてユーザーの立場から様々な意見が言われているが、本来は、録音録画機器・媒体を製造、販売することにより利益を得るメーカーと録音録画により経済的な損失を受ける権利者の二者間の問題である。メーカーは、ユーザーに責任転嫁することなく、ユーザーおよび権利者の利益を守るため、その社会的責任を果たすべきであり、そのような義務を負っているものと考えます。</p>	個人
<p>実効性のない返還制度に意味はあるのか。また、勝手に補償金を取って置いて、返還に必要な立証を購入者に求めるのはおかしいのではないか。</p>	
<p>実際に私的録音録画を行っていない製造業者等を支払義務者とするのは反対です。</p> <p>製造業者等は補償金の代行徴収をしているだけと考えます。また、使い易いか使い難いかに関わらず、実際に私的録音録画を行っていない利用者の返還請求権を残すべきです。消費者が私的録音録画の権利を使用しない場合に、権利を強制的に与え、権利の対価を要求し、返金を不可とするのは、社会正義に反すると考えます。</p>	個人

<p>製造業者が支払い義務者であるという意見に反対します。理由は以下の4点です。</p> <p>(1) 製造業者が複製を行っているわけではない。</p> <p>(2) 製造業者の支払う補償金は、機器価格に上乘せされているため、事実上支払っているのは利用者である。</p> <p>(3) 製造業者を支払い義務者とするのは、著作権者がコピー可能な機器を製造・販売することにまで口出しする権利を与えるというものであり、それは権利の野放図な拡大、濫用であると考えます。</p> <p>(4) 製造業者を支払い義務者とする、「利用者は支払っていない。だから利用者からも徴収する」という2重取りのレトリックがまかり通ることになり、容認できません。</p>	個人
<p>製造業者を支払い義務者とすべきです。利用者が購入する対価の中に補償金が含まれるのですが、その機能を使うか使わないかは個人の自由です。携帯電話の場合、使わない機能が一杯付いている高額な機種を購入しています。機能全部を購入しながら、そのどれを使うかは個人の自由です。それと同じです。</p>	個人
<p>製造業者を支払い義務者とすべきと考えます。</p> <p>私的録音録画に供される機器や記録媒体の提供・販売によって国内を始め世界的に利益を上げている現実がありますので、そこから支払いにおいての制度を設計させていくのが良いと考えます。</p>	個人
<p>製造業者を支払義務者とすべきです。補償金制度を導入している諸外国の支払義務者はすべて製造業者と聞いています。売っているものはどの国も同じ機械で、また、同じ理由で導入されているはずの制度なのに、日本だけ支払義務者が製造業者でないことはおかしいと思います。</p>	個人
<p>製造業者を支払義務者にすべきだと思います。</p> <p>関連資料にあるようにドイツ、フランス、アメリカ等の諸外国はすべて製造業者が支払義務者となっています。同じような録音録画出来る機器・記録媒体なのだから日本だけ支払義務者が製造業者でないのを疑問に思います。製造業者はそれらの機器媒体で利益を得ているのだから支払義務者となって良いと思います。</p>	個人
<p>製造業者等を支払義務者とするべきであると考えます。</p> <p>私的複製を可能とする機器・記録媒体を製造販売することによって、製造業者等は大きな利益を上げています。デジタル機器の性能がアップし、なおかつ広く普及したこともありますが、私的複製を、容易にかつ大量に、しかも高音質、高画質で可能なことを最大のセールス・ポイントとしています。</p> <p>これを可能としているのは、権利者の権利を制限することによって、成り立っているのではないのでしょうか。</p> <p>従って、製造業者等は権利制限の代償として、権利者に補償金を支払う義務があると考えます。</p> <p>なお、製造業者等を支払義務者とすることは、利用者に支払義務がないということの意味するものではありません。</p>	個人(同旨5件)
<p>多機能な機器(パソコンなど)の場合、今の利用者負担の制度は、公平ではないと思いますので、製造業者が負担することが現実的であり、それによってユーザー及び製造業者が不利益がでるとは思いません。</p> <p>現在、世界各国が制度化している機器製造業者が売上げ利益より支払うべきです。</p>	個人
<p>保証金制度の維持に賛成。著作権保護技術と私的複製の問題は、メーカー側が全て(販売価格に上乘せする事も含めて)の責任を負うべきだと思います。どこの国の人が見ても、なるほど、と思えるような方向で保証金制度について考えて頂きたいです。</p>	個人
<p>補償金の支払義務者を誰にするかは、理屈としては利用者ということになるのであろうが、機器のメーカーにするというのが現実的であると思う。</p> <p>補償金制度を導入している多くの国がそうしているというし、一番経済的利益を得ているのはメーカーであるのだから。</p>	個人
<p>補償金の流れを見れば、製造業者は、これら補償金の事実上、支払い義務があるのと同じと考えます。</p> <p>利用者から個別に補償金を徴収する事は、事実上、不可能とも考えられます。</p>	個人(同旨1件)
<p>補償金制度の維持に賛成。</p> <p>CD等をコピー可能な機器等を販売してきたメーカーが、補償金というかたちで、権利者に対価を還元することは当然の事とおもいます。</p>	個人
<p>そもそもコピーコントロールと私的複製の問題は、メーカー側が自らの責任転嫁し、権利者と消費者との間の契約、補償の問題にすりかえようとしているにすぎないと感じる。</p> <p>消費者からすれば、メーカー販売価格に補償金が転嫁されることなく、不自由を感じずにコピーできることが最善策と考えるのは一般的である。</p> <p>また、これまで補償金の支払義務者をエンドユーザーとしてきたことについても、そもそも返還制度がうまくいっていない現実を考えれば、機器や媒体等のメーカーが負担する形が現実的な方法であることは一目瞭然である。</p>	個人
<p>製造業者が負担するのが適当だと思います。録音録画機器を製造して商売ができるのも、映像や音楽などのソフトがあってこそであり、そのソフト制作者に対してのリスペクトがないとは「文化立国」の名がすたる！先進国としてあまりにも情けないではないですか。</p>	個人
<p>補償金制度の存続に賛成します。ヨーロッパ諸国と同様にメーカーが支払義務を負うべき。</p>	個人
<p>補償金制度は、実情にあった形にし、存続させるべきだと思います。</p> <p>これほどipodなどの機器類が進歩したにもかかわらず、逆に制度自体は、衰退しつつあるのは、日本の機器メーカーの責任が大きいと思います。</p> <p>海外の権利者には支払っても、日本国内の権利者には支払えない理由とは、一体何なのでしょうか？</p> <p>消費者とメーカーとで負担を按分するのが妥当ではないでしょうか。</p>	個人

<p>補償金制度は維持されるべきです。容易にコピーができる商品売って置いて、責任は消費者の方にすべてあるというのは単なる責任逃れです。現実にコピーをして楽しむというのが日常となっている以上、メーカーは補償金を負担すべきです。音楽そのものを守る義務があるのではないのでしょうか。</p>	個人
<p>補償制度についてだが、日本以外の諸外国ではメーカー負担となっている中、日本だけ消費者負担となっている構造自体が国際的に見てもおかしいことだと思う。</p> <p>日本のメーカーが世界的に見ても最大の機器販売を行っているのは歴然である。そもそも利便性の高い機器を販売して利益を得ているのはメーカーであり、利便性を作り出すのに必要な権利処理をユーザー側に転嫁することは理論構成上合理的ではない。特許などと同じで製造コストと考えるのが自然である。</p> <p>それを踏まえたのか、または輸出の障壁の問題があるのかは不明だが、諸外国ではメーカー負担となっている。にもかかわらず日本だけは消費者負担となっていて、それを変えようとならないのは、政府側も大企業への優遇措置を大前提にしているのか、消費者無視で大企業優遇の昨今の流れを汲んでいるともいえる。</p> <p>メーカー側はメーカー負担となっても結果的に消費者が払うことになる、と言っているようだが、理論構築になっておらず、メーカーが消費者に押し付けている構図にすぎない。責任逃れをして消費者に押し付けた上で、消費者さんは払いたくないでしょう？ということだと思う。</p> <p>どこかの新聞でメーカー担当者が「補償金を払わされている消費者」と表現していたが、消費者を負担者にしたのはメーカー側の押しではないか。</p> <p>補償金制度を廃止するようメーカーは言っているようだが、その状態で、あるいはそうでなくとも、パソコンを含むコピー製造機をどどん販売していけば、時代に逆行して無秩序国家をつくることになるだろう。(もうなりつつあるのは肌を感じている)</p> <p>最近では子供たちが携帯電話で違法サイトから楽曲などを不法にダウンロードすることが横行している。</p> <p>子供への教育や影響ということを念頭に置いてパソコンや携帯を製造すればこういう世界にはならなかった、と強く思う。補償金制度の問題にしてもこういった今までにない悪影響への配慮や正当な倫理教育につながるような考察をもった上で、コンテンツはタダではないという所から議論してもらいたい。そして、不祥事を起こしかねないほどエゴな発言を繰り返す大企業メーカーに押されることなく正当な判断を求むものである。</p>	個人
<p>有名無実化した利用者負担制度を見直し、製造業者負担にすることが現実的だと思います。</p> <p>それにより、利用者、あるいは、製造業者に著しい不利益が生じるとも思えないので、世界各国と同様、機器機材の販売により利益を上げている製造業者が支払うべきだと思います。</p> <p>単純に機器に補償金分を上乗せし、販売するのでは、現行と変わらないので、製造者が負担することが明確になるシステムが必要だとは思いますが。</p>	個人
<p>有名無実化した利用者負担制度を見直し、製造業者負担にすることが現実的である。それにより、利用者、あるいは、製造業者に著しい不利益が生じるとも思えないので、世界各国と同様、機器機材の販売により利益を上げている製造業者が支払うべき。</p>	個人(同旨1件)
<p>有名無実化した利用者負担制度を見直し、製造業者負担にすることが現実的なのではないかと思えます。</p> <p>それにより、利用者や製造業者に著しい不利益が生じるとは思えないので、世界各国と同様、機器機材の販売により利益を上げている製造業者が支払うべきと考えます。</p>	個人
<p>たとえパソコンのハードディスクであっても、そこにコピーする場合は権利者に対価を支払うべきだと思いますが、消費者としては自由にコピーできることも認めて欲しいのは言うまでもありません。なので、返還制度もままならない今の方式ではなく、機器メーカーに課し、徴収すれば全て解決します。</p>	個人
<p>●利用者が負担しメーカーが協力義務者として補償金管理協会に支払っているが、実質はメーカーが支払っているのと同じである。仮にメーカーが支払義務者となった場合でも、機器もしくは媒体の価格に補償金分を転嫁してくるであろうから、消費者としては何ら変わること実感しないと思われる。利用者の返還請求権を剥奪するのは問題というが、現行制度では少額のために機能していないわけであるし、機器・媒体により補償金の額や料率を調整することで、メーカー側の負担は必ずしも増大するとは言いえないだろう。</p>	個人
<p>●補償金の支払義務者      外国ではメーカーがiPodの分を払っていると聞いた。それなら日本も同じようにしてユーザーじゃなくてメーカーがアーティストを守ってほしい。特に日本のアーティストが恵まれないのは良くない。世界の恥だと思う。</p>	個人
<p>●補償金支払義務者の見直しについて</p> <p>「諸外国のようにメーカーを支払い義務者にする」のはおおかた賛成です。</p> <p>どこの会社であろうと、誰であろうとはっきりと確定できる事が必要だと思います。</p> <p>うやむやですむのであれば、経済的利益が多い事を理由にうやむやにする著作物の提供者、が後をたたないと考えます。(結果として権利者に支払いが行われぬ。経済的不利益を生じる。など)</p>	個人

<p>(意見要旨)</p> <p>第30条第2項を原則とした上で、私的録音録画補償金支払の特例を定め(第104条の4)、製造業者等の協力義務を規定したことは(第104条の5)、日本法の優れた“法的叡智”であり、技術的進展を裏づけとする基本的考え方の変化がない限り、現行制度は維持されるべきである。</p> <p>また、返還制度(第104条の4第2項)は、私的録音録画を行う者が支払義務者であれば当然現行法制度が維持されるべきである。返還制度を実効性のあるものとするかどうかは、法律上の問題ではなく、法の運用上の問題であると考えられる。</p> <p>なお、対象機器等の範囲については、私的録音録画に使用される可能性を持つハードディスク内蔵型録音機器等、また汎用機器・記録媒体は報酬請求権の対象となり、支払義務者は可能性の程度に応じた支払義務を負わなければならない。</p> <p>(理由)</p> <p>① A16平成4年11月26日開会第125回国会衆議院文教委員会における参考人斉藤博教授の意見が、「補償金の支払義務者」を考える場合重要な根拠になる。</p> <p>参考人斉藤博教授(当時、筑波大学教授、著作権審議会委員)は、著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出第5号)について、次の通り意見を述べている。(第125回国会衆議院文教委員会会議録第1号から抜粋)</p> <p>i 「その案(改正法律案)を見させていただきますと、長い年月をかけただけのことはあるというのでございましょうか、デジタル時代にふさわしい、国際的にも新しい規定を見ることもできます。あるいは国際著作権界に誇り得る考えも盛り込まれているように思います。</p> <p>一つ例を申し上げますと、この法律案の30条の2項、新たに加えられます2項によりまして、「録音又は録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。」(略)これは他の先進諸国がなそうとしてできなかった規定でございます。大分古い話でございますが、ドイツが1965年法を制定するに際しまして、その前に政府草案が出されました。これによりまして、やはりユーザーが報酬を支払う、こういう規定になっていたのでございます。しかしその後、果たしてそのユーザーが直接任意に支払うだろうか、さらには家庭に法律が介入するのはプライバシーの保護の点でいかがなものか、こういう消極論が出まして、結局のところ製造者または輸入者がその種の報酬を支払う、こういう規定に落ちついたところでございます。</p> <p>これは、アナログ時代におきましては、確かにこの種の規定、実行するに難しいところかもしれません。しかし、ただいまのようなデジタル時代に入りますと、状況は一変してくるようになります。(略)この種の規定、デジタル化時代には最も先端を行く規定になるのではないかと、このように思います。</p> <p>当面は第二段階としまして、特例としまして、機器それから記録媒体のメーカーに協力義務を課しまして一括処理する、こういう仕組みにいたしているようでございます。こういう二段構えの非常に現実的な規定を設けましたということは、極めて敬服に値するであろうかと存じます。」</p> <p>ii 「法律案に出ております特例の方でございますが、これはやはり過渡的な措置と考えることができるような気がします。将来的には、技術的手段を用いまして、30条の2項、これが実効性のあるものになっていくのではないかと、このように思います。(略)将来的には、私の勝手な理想かも知れませんが、30条の2項そのものが生きてくるのではないかと(略)、このように期待しております。」</p> <p>iii 「先ほどもちょっと触れた点と重なりますが、一つはただいま御指摘のように、案の30条2項にございますような、直接ユーザーが支払うという仕組み、これは世界的にも全く新しい規定でございます。しかし、それにとどめませんで、やはり現段階の技術を考えますと、もう一段階、もう一つ第二段階を設けて、特例として製造者または輸入業者の協力を得て包括的な徴収をする、一つの法律の中にこういう二つの制度を盛り込んでいるという点は、これもまた非常にユニークなことであろうかと思っております。</p> <p>それから、その第二段階における協力義務、メーカー等、製造業者等の協力義務でございますが、固有の義務としないで協力義務とした点、これもやはり特殊な規定の仕方であろうかと存じます。」</p> <p>② 上に見るように、著作権審議会委員で、且つ第10小委員会主査として改正法案を纏めた斉藤博教授の意見は現行制度の基本的性格を衝いたものであり、この基本的性格は当面維持されるべきであると考えられる。</p> <p>③ すなわち、現行制度は一つの法律の中に二つの制度を盛り込んだものである。一つは第30条2項の直接録音又は録画する者が補償金を支払うという規定であり、他の一つは、特例として特定機器又は特定記録媒体の製造又は輸入を業とする者に協力義務を課して、一括処理を行い補償金を徴収するという仕組みである。</p> <p>特例としてのメーカーあるいは輸入業者の協力義務は過渡的なものであり、技術的進展によって、「将来的には、技術的手段を用いて、30条2項が実効性のあるものになっていく。30条2項そのものが生きてくる。」(上記斉藤教授意見)と考えるのが法制度の発展の上で合理的である。</p> <p>④ 法制度の基本的性格と基本的構造は、上記の通り法制度創設時における考え方が維持されてよいと思うが、その運用については、それとは別に以下のとおり考えるべきである。</p> <p>i 報酬請求権制度は権利者と利用者の利益調整の性格をもつが、この場合、「利用者」にはユーザーと製造者の両者が含まれると考える。録音又は録画を行う者を狭義の利用者とすれば、録音又は録画の用に供される機器、記録媒体を製造する者等も広義の利用者である。著作物・実演等がなければ、機器・記録媒体は商品価値を持ち得ず、また、機器・記録媒体が存在しなければ著作物・実演等の市場的広がりはなく、報酬請求権制度は権利者と狭義の利用者の利益調整機能を持つと共に、権利者と広義の利用者の利益調整機能を持つ。実質的には製造者と権利者の利益調整機能を持つと考える。</p> <p>このことからすると、理論的には、ユーザーが支払義務を負うと共に製造者も広義の利用者として支払義務を負うということも成立</p> <p>ii 製造業者は、「著作物を成程直接的には利用しないで、単に装置のみを提供するにすぎない。しかし、経済的には、彼は著作物財の受益者でもある」(斉藤博「著作権法第53条5項に対する憲法異議と連邦憲法裁判所の判断」(コピーライト。169/3ページ)ことを考えると、製造業者が「協力義務者」の立場に安座して、法制度の運用を第三者的視点で論じるのは誤りである。製造業者は「第三者」ではなく「当事者」である、名目上は協力義務者であるが、実質的には支払義務者である。製造業者は著作物等の享受者、受益者であり、利用者である。</p> <p>製造業者が実質的には支払義務者であるという考え方に立てば、「返還制度」の運用にも影響を与えると考える。</p> <p>「私的録音録画小委員会中間整理(案)」では製造業者等の「協力義務とは何か」についての議論が不足しており、基本的認識が欠落しているように見受けられる。</p>	個人
製造業者を支払い義務者とするべき。	個人



<p>【P.136】</p> <p>中間整理では「返還制度は、以上のとおり補償金支払義務者を利用者としていることとの関係で設けられたものであり、返還制度の問題を解消するとすれば、補償金の支払義務者を誰にするかということに直結する問題として、制度設計を行う必要がある」としているが、これは支払義務者をメーカーにすることで返還制度を廃止するための布石として書かれた文章である。</p> <p>しかしながらこれは「返還制度の問題を解消する」ものではないばかりか、実質的な負担者であるユーザーの財産を奪って何の手当てもしないというのに等しい。現行補償金制度において合理的に設計された唯一のものがユーザーを支払い義務者とした（メーカーは協力義務者とした）アイデアであり、これこそ維持されるべき（世界に向けて誇るべき）ものと言える。</p> <p>そして、その論理的帰結として返還制度が設定されているわけであるが、これの実効性が現状として望めないことについて手当てをする必要がある。ここで返還制度を無くせば済むと考えることは下策中の下策であって、むしろ簡単なアイデアで返還制度は実効性を取り戻せるのである。</p> <p>すなわち返還制度にかかる費用をすべて補償金管理協会に負わせるということである。そのことによって、補償金は無駄な徴収方法を採らなくなるというメリットも期待できる（返還が多く発生すれば、そのまま管理協会のマイナスとなるため）。返還請求手続の整備も（今より）行なわれることとなる。</p> <p>そもそもメディアシフト・プレスシフト・タイムシフトに補償金を課すべきでなかったことを考えれば、こうした用途に主として使われる機器・記録媒体については返還制度の対象とされるべきであって、従来の課金方法では過重な負担をユーザーに強いていたと言わざるを得ない。そうした問題を解消するのが返還制度であり、その実効性を確保することが必須である。</p> <p>なお（ユーザーが費用を負担しなくても済む）返還制度が用意されていないがユーザー自身が返還請求をしなかったのであれば、それは意図して補償金を支払ったものとみなせるだろう。本来は支払わなくても良いが、ユーザーの選択として支払ったままにしておくことも出来るというメリットが、返還制度には存在する。納得済みの支払いが期待できるというものである。</p> <p>【P.137】</p> <p>メーカーを支払義務者とした際、中間整理では「利用者は補償金支払済みの機器等、すなわち私的録音録画を適法にできる権利付きの機器等を購入したことになり、仮に購入者が私的録音録画を行わなかったとしてもその権利を行使しなかっただけであり、私的録音録画に使用される可能性が低い機器等を補償金の対象からはずすこと、補償金の額で調整することなどの工夫をすれば、必ずしも不公平にはならないと考えられる」としているが、これは噴飯もの内容である。</p> <p>なぜならば、これまで文化庁はユーザーに「私的録音録画を適法にできる権利」などというものを認めてこなかったからだ。プレスシフトやタイムシフト用途の私的録音・録画に対し執拗に補償金課金を進めてきたこと然り、技術的保護手段の回避を伴う私的複製についても例えそれが自ら購入したコンテンツであっても認めなかったこと然り。このような、ユーザーの財産権を侵害するような規定を設けようとした時にのみ「ユーザーの私的録音録画権」なるものを観念するのは卑怯以外の何物でもない。</p> <p>さらに言えば、この論法で行くなら最初に購入したCDやDVDの時点で「私的録音録画を適法にできる権利」を得ていると考えるのが妥当であり、そもそもプレスシフトに私的録音録画補償金を課すこと自体が矛盾である（なお販売パッケージに私的録音録画分の対価が含まれていないと文化庁がまとめている根拠は「私的録音・録画しない購入者であってもその対価を負担していることになる」というものである。しかし上記の「仮に購入者が私的録音録画を行わなかったとしてもその権利を行使しなかっただけであり、……必ずしも不公平にはならないと考えられる」と言ってしまうのではないか）。</p> <p>結論ありきでまとめられた中間整理において、この部分は特に論理的整合性に欠ける。そうまでして権利者団体に都合の良い補償金制度を創設したいものかと呆れる次第である。最低でも論理的整合性ぐらいいはきちんと踏まえて報告書をまとめるべきであろう。</p> <p>まずはユーザーが私的複製をする“権利”をきちんと確立することだ。米国著作権法における「フェアユース」に類似した規定を設けるべきである。上記のような論拠を（たとえ形だけでも）用いるのであれば、最低限それくらいはやらないと嘲笑の対象にしかない。</p> <p>なお、このページの内容が、ユーザーに支払いを強要する（メーカーを支払義務者とする）根拠とは全くなり得ないことは言うまでもない。</p>	個人
<p>○137ページ、エ</p> <p>「すなわち私的録音録画を適法にできる権利付きの機器等を購入したことになり」</p> <p>●基本的な疑問だが、私的録音録画は補償金を支払わなければ適法ではない（違法である）のか。そうである場合、それは一般に認識されているのだろうか。</p>	個人
<p>○支払義務者を製造業者等とすることで返還制度が必要ないとする考えに対する疑問</p> <p>本来返還制度は、過剰に徴収した私的録音録画補償金分を利用者に返還するための制度であり、支払い義務者が誰でも過剰徴収した分の返還義務が免除される訳ではありません。また、私的録音録画の頻度が低い機器等の補償金を調整するとありますが、これは私的録音録画した利用者の補償金を私的録音録画しなかった利用者が負担することになり、不公平性は逆に増します。返還制度が機能していない問題は、支払い義務者を変更するという方法で解決するのではなく、返還制度が機能するように改善する方法を採るべきです。</p>	個人(同旨1件)
<p>・録音録画機器・媒体を製造・販売するメーカーは私的録音録画によって利益を得ているのだから、メーカーも補償金を負担すべきである。</p>	個人
<p>・補償金の返還制度については、利用しやすさも含め体制の確立を求める。</p> <p>事業者のみならず一般消費者にも返還を求める権利があり、たとえ小額であっても権利を剥奪することは認められない。また制度があっても利用手続きが煩雑では特に一般消費者にとって負担となる。</p>	個人
<p>2)「126～142頁 第7章第5節 私的録音録画補償金制度のあり方について」</p> <p>(意見)現在主流であるハードディスクレコーダーやI-PODなどは、録音や録画をすることを前提とした商品である。ですので補償金の対象するのは当然だと思います。</p>	個人

<p>②補償金の支払義務者</p> <p>日本のメーカーはいい加減にタダ乗りをやめるべきだ。 コンテンツを尊重し、世界中の権利者に対して、もっと敬意を払うべきだ。 そもそも補償金の問題はJEITAが、一部でしか機能し得ない、自分達に都合の良い保護技術しか存在しないのに「DRMで解決できる」と世間を欺くから、議論が不毛に長引いている。 商品売りたいがために“タダ使用”の拡大に繋がることを言うから、軋轢が生じるのである。 その傍らで、無節操に大量コピーできる機器等を次々に消費者に購入させて、着々と利益をあげ続けている。ゴネればゴネるほどメーカーは利益を得て、権利者だけが痛むのである。 バランスをよく考えて、権利者・消費者・メーカーの3者で共存共栄すれば良いではないか。 視聴覚のための一つの手段を提供する立場にあるべきはずのメーカーは、節操無くコピー機能を搭載した商品を大量に投入し続けて「複製の総体」を増やすようなことを止めてはどうか。 儲けるだけ儲けておいて「権利者には補償の必要はない」などと言うことを止めてはどうか。 「補償の必要はない」と言うなら、全く録音録画できない機器等をもっと沢山造って、その製品で世界市場で戦ってみるべきである。或いはJEITAやJRIAで使い捨て用のコンテンツを沢山造って、それだけを無差別に大量できる製品を投入して世界市場で戦ってみるべきである。 不毛な議論のために何年も国民の税金を無駄に使わせ、権利者の得べかりし利益をも強奪して、自らの収益拡大だけを果たしていることが良いのか。JEITAやJRIAだけでなく各メーカーの経営陣も、本当にそんな理不尽なことを考えているのか？ メーカーには、世界に恥じない行動と責任を、より積極的に果たしてもらいたい。</p>	個人
<p>あれこれ議論があるようですが、現実として私的録音録画はどんどん行われているわけです。CDを買わなくても事足りることが増えていて、私も明らかに以前よりCDを買っていません。家の車のカーナビにも、CDを入れるだけで自動的に録音し、タイトルや曲名が表示され、以後簡単に聞きたい曲を選曲できる機能が付いていますが、利便性を享受しながらも、「こんな簡単に音楽を録音再生できる機能が世間に広まって、レコード会社とかは大丈夫なのか？」といった考えがよぎることもしばしばあります。機器を製造しているメーカーやそれを利用する個人等が、音楽や映像を作った側に対して相応の義務を負うべきであることは、それほど難しい話じゃないと思います。メーカーは、他人が作った音楽や映像を便利に使える機器を作って（ある意味映像や音楽を利用して）利益を得ているのですし、機器を使う個人も、好きなものをより自由に楽しめるのですから。</p>	個人
<p>いろいろな説明を読んで、補償金支払い義務者が消費者にあるのはおかしいと思いました。 「制度がなくなれば、もっと安くユーザーの元に録画機器や製品を届けられる！」 「製品が安く提供できれば、AV機器市場の活性化につながり、流通経済が潤う！」 とオーディオ、AV機器メーカー側は言っているようですが、信用できません。 私たちに安くするための理由にしていますが、もともと自分たちが払いたくないからとしか思えません。 芸術に対する意識のレベルも低い国だと思えます。補償金制度の維持には賛成です。 ただし制度の見直しをしてください。</p>	個人
<p>ハードウェア面のデジタル化という進化によって、音楽や映像のソフトウェアが誰でも簡単にコピーできるようになったのは事実であり、現実です。 そのようなハードウェアを売って利益を得ているからには、補償金を払うのは当然のこと。 ソフトウェア(コンテンツ)なしでは意味をなさないハードウェアなのだから、ソフトウェア(コンテンツ)存続のために寄与すべきだと思います。</p>	個人
<p>メーカーであるべきです。実際、利用者は権利者に直接支払うことはできません。 メーカーは容易にコピーできる機器、メディアを製造、販売しているわけですから、メーカーの責任のもと支払われるべきです。(実際には料金に上乗せされ、利用者が負担するわけですが。)</p>	個人
<p>メーカーは商品を開発し、売ることによって利益を得ますが、その商品が音楽をコピーすることに使用される機器であり、さらに売れているのであれば、それは音楽を作った人たちの力を借りて利益を得ているようなものです。 補償金の支払い義務は、他の国と同様、機器のメーカーに課すべきだと思います。 そもそも補償金の支払者が消費者であること自体が、メーカーが自身の利益確保のことしか考えていないと思わざるを得ません。</p>	個人
<p>ユーザーがパソコンやiPodを購入し、結果としてその機材などを市場に提供しているアップルは利益を得ている。ユーザーのニーズに応じて、メーカーは録音可能な容量を拡大しているわけで、機器メーカーとして補償金を支払わず、ユーザーの責任とするのはいかなるものかと思う。補償金をユーザーに支払わせる構造は、今の社会には馴染まない。補償金問題をユーザーに責任転嫁している機器メーカーの体質を疑う。</p>	個人
<p>ユーザーは大きな金額でなければ権利料などを負担してもよいと思います。 芸術や音楽が楽しめるのであれば払うのは当然の義務と考えます。</p>	個人
<p>よく内容の分らない利用者負担制度を見直し、製造業者負担にすることが現実的だと思います。それにより、利用者あるいは製造業者に著しい不利益が生じるとも思えないので、世界各国と同様、機器機材の販売により利益を上げている製造業者が支払うべきです。</p>	個人
<p>一人あたりに手続きすることにより、手間がかかってしまい、私的な範囲での音楽を楽しむ事が制限されてしまう。私的なコピーをする事を範囲に入れた商品であるものであるのなら、その利用金を企業が支払う事は当然な義務であるといえる。</p>	個人
<p>技術の発展は望ましいことだが、コンテンツのコピーの促進は、創作者の意欲をそぐ。 私自身は自分が楽しむための複製は行おうが、やはり常識の範囲を超えた複製行為をみると、今の機器のあり方には疑問を感じる。 しかしそのようなユーザーと同様の負担を自分がするのは、不公平感を感じる。 この状況を助長しているメーカー側が負担をするのであれば、不公平さは感じないのだが…。</p>	個人

<p>権利者への補償は必要。それも消費者だけでなくメーカーも負担するべきです。  以前はCDをMDに1回コピーして、自宅のステレオやMDウォークマンやカーステレオで聞いていましたが、今はCDをPCのHDIにコピーしてから、さらにNET-MD(コンボ用)とCD/RW(カーオーディオ用)とmicro-SD(携帯電話用)にもコピーしてます。機器ごとにメディアやファイル形式が違うからです。  これだけコピーしてもCDデッキからMDデッキに実時間かけてダビングするより何倍も速いのですが、マウス操作だけの単調な作業で、ときどき馬鹿馬鹿しいと感じることもあります。  結局、メーカーは消費者に「簡単に大量のコピーができる」を売り文句にしなが、何回ものむなしいコピー作業が必要な機器と生活を押し付けているのではないのでしょうか。それでいて補償金の役割は終えたと言うのはおかしいと思います。  私は子供の頃、機器の操作を覚える前から音楽に接して楽しんでました。私は機器よりも音楽そのものの方が好きです。機器メーカーも音楽そのものをもっとリスペクトするべきだと思います。  DRMとかいっても、パッケージの私的録音録画には関係ありません。権利者の人達への補償はこれまで以上に必要な状況だし、補償金制度の役割は終えたどころか一層重くなっていると思います。そしてメーカーの都合でコピーの回数が増えているのだから、補償金は全部を消費者に転化せず相当部分をメーカー自身が負担するべきでしょう。</p>	個人
<p>現在、私的録音録画補償金の支払義務者はユーザーであるにもかかわらず、メーカーは権利者のための補償金徴収を強いられる形になっている。この様な位置づけからメーカーは、本来の業務に関係のない大変面倒な役割を押しつけられているという被害者意識を持つようになってきているのではないだろうか？機器・記録媒体の販売店で商品の代金とは別にユーザーから補償金を預かる形態になっていないので、メーカー自身が補償金を負担している部分があるとさえ考えているのではないだろうか？メーカーをこのまま第3者的な位置に置くことは好ましくない。補償金を支払う責任のある当事者として法的に位置づける抜本的な見直しを行うべきであると考え。</p>	個人
<p>個人負担はしたくない。メーカー側が負担すべきである。制度は必要である。</p>	個人
<p>今後補償金の支払者は、諸外国にない、わかりやすくデジタル機器および記録媒体を製造し、儲けを出すメーカー等の製造者が良いと思う。  そうすることで利用者が負担を感じず、この制度に対する抵抗を減らし、権利者保護・著作権保護の意識も生まれ民度向上に良いと思う。  私的録音録画制度は民度および文化向上のため存続させるべきだと考える。</p>	個人
<p>私的複製が犯罪なら、ハードメーカーは悪質な「教唆助者」だ。華やかな広告で消費者をあおり、消費者を「私的複製罪」に陥れる。大方の消費者に悪意はないから、むしろ直接犯はメーカーというべきだ。  メーカーが補償金を払えば、すべてうまくいくではないか。</p>	個人
<p>私的録音・録画補償金制度は、私的に録音・録画する消費者の利益と、著作者が本来有している著作者の利益を衝突させる原因を作ったのは、録音・録画機器とメディアを販売して多大な利益を得ているメーカーであるから、メーカーはその利益の中からわずかな補償金を著作者に支払い、利益のごく一部を還元しろというものである。日本だけ補償金の支払義務者を消費者にしているから問題が複雑化してわかりにくい。消費者の私的録音・録画する利益、著作者が当然受けるべき創作者としての利益を同時に確保すべきであるから、支払義務者を諸外国と同様メーカーとし、私的録音・録画補償金制度は維持すべきである。</p>	個人
<p>私的録音・録画補償金制度は、私的に録音・録画する消費者の利益と、著作者が本来有している著作者の利益を衝突させる原因を作ったのは、録音・録画機器とメディアを販売して多大な利益を得ているメーカーであるから、メーカーはその利益の中からわずかな補償金を著作者に支払い、利益のごく一部を還元しろというものである。  日本だけ補償金の支払義務者を消費者にしているから問題が複雑化してわかりにくい。  消費者の私的録音・録画する利益、著作者が当然受けるべき創作者としての利益を同時に確保すべきであるから、支払義務者を諸外国と同様メーカーとし、私的録音・録画補償金制度は維持すべきである。</p>	個人
<p>消費者が知らず知らずのうちに支払っている補償金では、今後、制度自体に理解がえられないかもしれません。かといって補償金制度の廃止というのは乱暴な話なので、メーカーが支払義務者となるようなもう一方の道を、きちんと議論していただきたいです。</p>	個人
<p>製造業者が支払義務者です。  これは原価ではないのですか？  物を製造する材料に等しいと思っています。</p>	個人
<p>製造業者を支払義務者とすべきです。  製造業者は、自分たちの機械がいかに便利に録音や録画ができるかということ売り文句にして消費者の購買意欲をあおり、実際に販売していますが、そもそも録音・録画される音楽や映像がなければ消費者は機械を買わないわけで、そういった音楽や映像などに対して何の対価も払わずに製造業者だけが利益を上げ続けるのは著しくバランスを欠いていると思います。  また、補償金制度を導入している諸外国の支払義務者はすべて製造業者と聞いています。売っているものはどの国も同じ機械で、また、同じ理由で導入されているはずの制度なのに、日本だけ支払義務者が製造業者でないこともおかしいと思います。</p>	個人(同旨6件)

製造業者等を支払義務者とするのが妥当だと思います。理由は、私的複製を可能化する録音録画機器・媒体を製造販売することによって製造業者等は利益を上げていることが第一にあります。また、補償金の徴収の効率性・現実性から判断しても製造業者とすることに妥当性があると思います。	個人
製造業者等を支払義務者とするべきである。 私的録音録画で最も利益を得ている者は誰か、それは製造業者に他ならない。 消費者・利用者は製造業者が世に送り出す新商品に翻弄されている。長年使用している機器が故障した場合、旧機種のため部品がないという理由で修理ができなく新製品を買わされることになる。パソコンや携帯電話をかえるたびに本来の使用目的を超えた種々の機能が付加されているが、ほとんど使用しないままである、まるで抱合せ販売の感がある、余分な機能はいらないから単価を下げてもらいたい。	個人
製造業者等を支払義務者とするべきであると考えます。 結局は我々が払っていることなのでしょうが、支払義務者となるのは製造業ではないでしょうか。	個人
創作者への還元として補償金制度は必要。DRMがあるから補償金は不要という理屈はおかしい。最終的には価格に転嫁されるのかも知れないがメーカーに負担してもらいたい。メーカーの中で我が社は補償金の必要性を認めるところはないのでしょうか。そちらを買いたいと思う。	個人
複製機能の高性能化でユーザーを散々誘引しておきながら、いざその機器を使ってユーザーが複製行為をしたら「それはメーカーのあずかり知らぬこと」では通らないでしょう。コピーの氾濫によって経済的利益を得ているのは、明らかにユーザーではなく「メーカー」です。補償金の支払義務は「メーカー」に帰すべきです。	個人
保証金の支払い義務者をメーカーにすることに賛成です。それにより、メーカーは、いまより音楽家とメーカーが共存する方法を模索し、両者にとってよりよい技術が生み出されると思います。支払い義務者がエンドユーザーであるために、メーカーは当事者意識がなく、板ばさみの被害者であるかの行動が目立ち不愉快に感じることがあります。メーカーがそのような態度であるかぎり、補償金制度ではない方法で音楽家を守る社会にはならないと思います。支払い義務者をメーカーにすることにより、音楽家、エンドユーザーそしてメーカーにとってもよりよい技術を開発しよりよい社会を目指すべきだと思います。	個人
保証金はメーカーが負担すべきだと思います。音楽を利用して収益を得ているメーカーは、もっと直接的に権利者へ還元すべきだと思います。権利者に敬意を払うことでメーカーの社会的好感度も上ると思います。	個人
○補償金の扱い 現状では補償金返還の際の証明が返還額に対して煩雑であり、先に補償金を支払わざるを得ないのは善良な国民に対して酷である。もっと簡便な方法を模索すべき。 そもそもCD DVDは私的複製以外に使うことも多いのに補償金払って居るにもかかわらず、国民に補償金の存在を知らない人が非常に多いのも大きな問題、対象に記述義務をつけるなどの工夫が必要。 その上で補償金の使われ方にも透明性を持たせるべき。払ったお金の流れが掴めないのは不信感を招くだけ。	個人
補償金の支払い義務者を機器などの製造者に変更する必要があると考えます。 媒体に課金する現状の方法では、私的複製を行わない方へも負担を強いることになり、返還のルールを整備しない限り、不公平が生じると考えます。	個人
補償金の支払義務者が何故利用者なのでしょう？外国ではメーカーが対象となっていると聞いています。そもそもメーカーはユーザーがその様な利用を行うことを想定、助長するような文句を売りにして販売しているのだから製造責任としてメーカーが支払いをすればいいと思います。ユーザーはメーカーが提供している機能以上のことは出来ないし、売りにしているようにしか使いません。	個人
補償金は、対象機器を売っている企業が、著作物を利用して利益を得ているのだから、メーカーが負担するべきだと思います。	個人
補償金制度は必要。録音録画を目的としている以上、消費者が一定の金額的負担をするのは当然と考えます。	個人
●139ページ「5 私的録音録画補償金管理協会(2)見直しの要点」の項目 上記に対して意見があります。 使用目的に関わらず補償金が販売価格に上乗せされて徴収されている現状に違和感を覚えます。 私的録音録画に使用しない場合、補償金を容易な手続きで返金できる制度とシステムを構築して下さい。 その際、手続きが煩雑であったり、手数料が返金額を上回ったりすることのないよう工夫して下さい。	個人